



岐阜飛行場の周辺の空域における無人航空機の飛行ルールについて

1. 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の概要

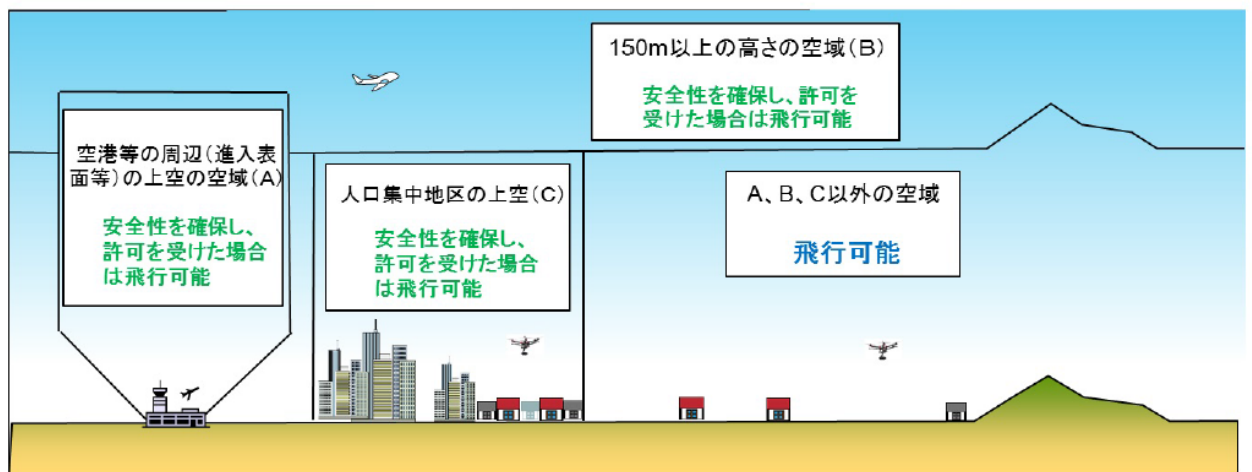
ドローンやラジコン機等の無人航空機について、飛行の禁止空域や飛行の方法等に関する飛行ルールを定める改正航空法が平成27年12月10日より義務化されました。これらのルールに違反した場合には、**50万円以下の罰金**が科せられることがあります。

2. 無人航空機の飛行ルール（抜粋）

岐阜飛行場の周辺の空域では、航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域として無人航空機を飛行させることは、**原則として禁止**されています。

A 進入表面、転移表面若しくは水平表面の上空の空域

B 地表又は水面から150m以上の高さの空域



(空域の形状はイメージ)

3. その他

飛行場の周辺に該当する場合で、許可なく飛行させることができる高度に制限があります。このため、航空自衛隊 岐阜基地 第2補給処 企画課 運用班（電話058-382-1101内線2683）まで制限高さをお問い合わせください。また、制限高さを超えて飛行させる場合もお問い合わせください。この場合は、調整後、空域を管轄する空港事務所と調整することになり国土交通大臣の許可を受ける必要があります。

基本的なルールの詳細については、国土交通省ホームページ「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」で情報提供されていますので、ご確認ください。こちらから→ (http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

不明な点等ございましたら、以下の問い合わせ窓口までご相談ください。（平日のみ）

航空自衛隊 岐阜基地 第2補給処 企画課 運用班

TEL：058-382-1101